

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料の免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

家族農業従事者やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。



2 保険料は自分で選べ、いつでも見直せます

保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で選べ、経営の状況に合わせていつでも見直せます。



3 税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）になります。

また、農業者年金基金の保険料運用収益は非課税となり、将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。



info
13

農業者年金

しっかり積み立てて、安心して豊かな老後を!!

農業者年金は、少子高齢時代に強い積立方式（確定拠出型）の終身年金で、80歳までの保証付きです。また、一定の条件を満たす方には、保険料の国庫補助も受けられる大変有利な制度です。加入条件を満たす方は、ぜひご検討ください。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（月額400円）への加入も必要です。

※農業者年金基金のホームページ（<http://www.nounen.go.jp>）には詳しい内容が掲載されており、年金額の試算もできます。

■加入手続 農業協同組合の窓口

■相談 農業委員会事務局（☎73-2138）、農業協同組合、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員

info
14

農地の違反転用は絶対にやめましょう!



農地を農地以外（住宅・資材置場・駐車場等）の用途に転用するときは、農地法の許可を受けなければなりません。また、許可後において転用目的等を変更する場合には、変更手続きを行う必要があります。これらの手続きを行わない場合は、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などの命令がなされるほか、懲役や罰金の適用がされる場合があります。農地の転用についてご不明な場合は、事前にご相談ください。

農地転用の申請は11月22日(月)まで

冬期間は、積雪などにより農地の状況確認が困難になるため、下記の期間は転用申請の受付を停止します。冬期や雪解け後すぐに着工したいときや、農地にハウスなどの農業用施設を建築する場合はご相談ください。

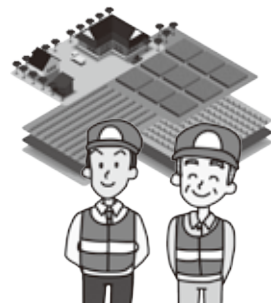
転用受付停止期間 11月23日(火)～令和4年3月21日(月)祝

農地パトロールを実施します

農業委員会では、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進のため、遊休農地の実態把握と発生防止や解消、農地の違反転用発生防止対策などを目的とした農地パトロールを実施します。

農地パトロールは、農地法で定められている「利用状況調査」として行い、併せて「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の現地調査としても実施するものです。

今年度は8月・9月に各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局と農林課の職員が市内全ての田畑などの農地を見回りますので、ご理解ご協力をお願いします。



☎ 農業委員会事務局 (☎73-2138)